



黒岩検査員。おはようございます。
先日、若井検査員に、「不適合工事事例1」として、
『河川堤防法面等への“耳芝”未施工による不適合工事事例』
を紹介して頂きましたが、その件で、
少し補足説明をしたいのですが、よろしいですか？

はい。大丈夫ですよ。間締検査員。
私の紹介内容で、どこか間違っていましたか？



基本的には、間違っておりません。
ただ、「H26.10.1に共通仕様書が改正された」と
説明されていましたが、その後、改正されていますので、
その内容について、補足説明致します。

えっ、改正されていたのですか？
では、若井検査員も一緒にお願いしますか？



はい。私も同席させてください。



先日紹介して頂いたとおり、H26.10.1に共通仕様書が改正され、
第3編 土木工事共通編「1-3-7 植生工」の「図 1-1 耳芝」に、
“詳細図”が追加されたのは事実です。
その後、H28.10.1共通仕様書の改正により、
その“詳細図”が削除されております。

思い出しました。そういえば、
昨年の9月末に、一部改正の通知がありました。



一部改正の理由は、
“詳細図”に、“野芝”が描かれていたことから、
『“耳芝”は、「必ず“野芝”でなければならない』と、
誤った解釈をされやすかったことから、
誤解のないよう、“詳細図”を削除したようです。

そうしますと、“詳細図”にあった、
基本的な「幅15cm程度の“芝”を45°程度に埋設」は、
今後、どのような取扱いになるのですか？





“野芝”による施工は、以前の“詳細図”どおりで構いません。
H28.10.1改正により、“詳細図”は削除されましたが、
“耳芝”は、現地の状況、規模、
材料（野芝・人工張芝・植生シート等）により、
最適な施工をすることが必要であり、
監督員と協議して決めることになっています。



間締検査員から、速やかなご指摘があり、良かったです。
検査員として、H28.10.1共通仕様書の一部改正に気付かず、
検査しては、ダメですね。
今後は、共通仕様書の改正通知などに伴う、
自己研鑽に努めなければなりませんね。



検査員の工事検査の基本は、
共通仕様書に基づき検査するのですから、当然ですが、
監督員や受注者も、共通仕様書の改正には、
敏感になって頂きたいです。



そうですね。
それでは、次回も、
「植生工」に関する「不適合工事」事例を、
紹介しますね。

●本日のポイント

張芝、筋芝、人工張芝の法肩に、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、“耳芝”を施工しなければなりません。

“耳芝”とは、法肩に張る芝で、共通仕様書Ⅰ第3編 土木工事共通編「1-3-7 植生工」の「図 1-1 耳芝」の“詳細図”は、H28.10.1に削除改正されましたが、施工方法については、監督員と書面で協議をしてください。

なお、以前の“詳細図”で誤った解釈をされやすかった「“野芝”限定」ではなく、法面に施工した芝と“同じ芝”での施工で構いません。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：黒岩(カワ)検査員



：間締(マツメ)検査員



：若井(カヅ)検査員